

議員派遣報告書

【日 程】 2024(令和 6)年 10 月 9 日(水)・10 日(木)

【会 議 名】 第 19 回全国市議会議長会研究フォーラム

【派 遣 先】 トーサイクラシックホール岩手(岩手県民会館)
岩手県盛岡市内丸 13-1

【派遣議員】 福島正美(議長)、中山ひとみ、門倉正子、江口元気、松本あきひろ、
大沢純一

【テ ー マ】 主権者教育の新たな展開

【実施経緯】

立川市議会において、各種選挙における本市の投票率の低さがこれまで課題として度々提起されてきた。投票率向上の方策として、期日前投票所の増設や投票可能時間の拡大などを行政に対して求めているが、根本的な解決は有権者の投票意識の変化に求めざるを得ないと考える。そのためには未成年者のうちから選挙の重要性を認識してもらうことが有効であることから、全国各地で「主権者教育」が実施をされている。

では、そもそも主権者教育はどうあるべきなのか。「主権者教育の新たな展開」をテーマに開催された全国市議会議長会研究フォーラムに参加し、有識者の見解や各議会での取り組みについて学んだ。

【調査報告】

<1 日目>

○基調講演 「人口減少社会における地域の未来図」

菅 義偉 第99代内閣総理大臣 (録画上映)

○パネルディスカッション 「地方議会の課題と主権者教育」

コーディネーター 井柳 美紀 静岡大学人文社会科学部法学科教授

パネリスト 土山希美枝 法政大学法学部教授

越智 大貴 一般社団法 WONDER EDUCATION 代表理事

渡辺 嘉久 読売新聞東京本社教育ネットワーク事務局
遠藤 政幸 盛岡市議会議長

<2日目>

○課題討議 「主権者教育の取組報告」

コーディネーター 河村 和徳 東北大学大学院情報科学研究科准教授

事例報告者 白鳥 敏明 伊那市議会前議長

諸岡 覚 四日市市議会議員(第83代議長)

服部 香代 山鹿市議会議長

フォーラム 1 日目は菅元首相からの基調講演の後、静岡大学人文社会科学部法学科・井柳教授が今回の主題である「主権者教育の新たな展開」について大要、以下のように講演をした。

令和5年の地方自治法改正(4月26日成立、5月8日施行)により、地方議会の役割や議員の職務等が法文上でこれまでよりも明確化された。これを受けた全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会の「三議長会」は、同年12月21日付で「主権者教育の推進に関する決議」を表明した。

そこでは、投票率の低下や無投票当選の増加、議員の性別や年齢構成の偏りが課題として記されており、そのためには「議会とは何かを住民にしっかりと理解いただ」くために「主権者教育」が重要であるとされている。

戦後、すべての選挙において投票率は低下しているが、国政選挙よりも地方議会選挙においてその低下が顕著である。たとえば統一地方選では第一回(昭和 22 年)が概ね70~80%であったのに対し、第 20 回(令和 5 年)には40%台にまで落ち込んでいる現状がみられる。

加えて、いわゆる無投票当選も増加傾向にあり、令和 5 年の統一地方選では議員選挙のおよそ 1 割強、首長選挙ではじつに約 4 割が無投票当選となっている。つまり住民の投票によらずに選ばれるという実態が一定数あるということは、果たして改正地方自治法で謳われた「住民の負託」と言えるか疑問が残るものである。

平成 27(2015)年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が 20 才から 18 才に引き下げられた。それ以降、全国各地の高校で選挙の大切さを教える出前授業(講

義や模擬投票)が行われている。2019年末から2020年初めにかけて行われた文部科学省のサンプル調査では、何らかの主権者教育を行っているとした高校は95.6%に及ぶという。

そもそも昭和22年に教育基本法が制定された当時は、その第8条に「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」という政治教育が定められていた。

ここで示された「政治的教養」については当時、政治制度に対しての知識とともに、「現実の政治の理解力及びこれに対する公正な批判力」であるとされた。(文科省「教育基本法資料室へようこそ！」解説)

ところがその後の冷戦構造(イデオロギー対立)の中で、政治を教育に持ち込むことが難しくなっていき、昭和44年の文部省通知「高等学校における政治的教養と政治的活動について」では『現実の具体的な政治事象には、教師自身も教材としてじゅうぶん理解し、消化して客観的に取り扱うことに困難なものがあり、ともすれば教師の個人的な見解や主義主張がはいりこむおそれがあるので、慎重に取り扱うこと。』とされるに至った。

この昭和44(1969)年通知が撤廃されたのが、公職選挙法が改正された平成27(2015)年である。文科省通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治活動等について」では『現実の具体的な政治事象も取り扱い』『具体的かつ実践的な指導を行うことが重要』とされた。この間、じつに46年の歳月が掛かったわけである。

先述のとおり、その後は全国の高校で主権者教育が行われているが、講演のなかでは主権者教育の実態として、国政選挙についての取り組みが「圧倒的に」多いことが井柳教授のゼミ生の研究として報告され、今後は地方議会の主権者教育が重要であることが指摘された。

コーディネーターの講演の後、各パネリストから主権者教育についてそれぞれ見解が示された。

法政大学・土山教授からは、主権者教育は「誰のためのものか」について意見の提示があり、一般社団法人 WONDER EDUCATIO・越智代表理事は、学校で生徒会を主体的にやる生徒も減っている現状のもと『自分たちの行動で、国や社会を変えられる感覚を持つことが、主権者教育の取り組みであると述べた。

続いて読売新聞東京本社教育ネットワーク事務局の渡辺氏は、報道機関が 18

才有権者にあまり目を向けてこなかったこれまでの実態について言及があり、それと共に主権者教育は若者世代の課題ではなく、大人や高齢者に対しても重要なと指摘した。

また、盛岡市議会の遠藤議長からは議会でのこれまでの主権者教育について報告があった。

2日目の課題討議では、登壇した議員から各議会での取り組みが報告され、その後、参加者からの質疑応答が行われた。

【所感】

1日目にパネリストとして登壇した法政大学・土山教授が、「議会が主権者教育をやるのは、やめた方がいい」との問題提起から発言を始めたのが印象的であった。フォーラムに参加した議員には抵抗感が少くないと思われる言い方であったが、そもそも「政府は市民を「教育」する立場ではない」というのは、議員(議会)として弁えなくてはならない見解であろう。土山教授は、主権者教育における議会の役割は、議論の場と材料(資料)の提供であるとしたが、重要な視点であると感じた。

また、学校の教育がどうしても「正しい解答」を求めるなかで、主権者教育についても同様に「正しいもの=多数意見」と受け止めてしまい、自分が欲しているものではないものの(候補者)を選んでしまってはいけない、ということの指摘があった。

今回のフォーラムを通じて、主権者教育とは単に投票行動を促すものに留まらず、「どういう未来を生きたいか」という自らの希望を、一人一人が掘り下げる重要な取り組みであるという認識を深くした。

今後の立川市議会における主権者教育の議論にあたって、強く留意すべきことであろう。

以上